

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第3回》

《法律専門家の仕事》

～法律家の役割～

皆さんは法律家と言うと、こういった職業をイメージされるでしょうか。

法律にたずさわる人を法律家と考えれば、法律を研究する人、法律を作る人、法律を運用する人、そのいずれも法律にたずさわる職業です。

その中でも法律の運用を専門とする職業と考えられているのが、弁護士、検察官、裁判官です。我が国では、これら三者を指して『法曹』と言います。この法曹三者で形成する法律家集団を『法曹界』と呼んでいます。

今回はこの『法曹界』に着目し、それぞれの法律家がこういった役割を担っているのか、見ていきたいと思います。

ほかにも法律家と呼ばれるさまざまな職業について取り挙げていますので、是非ご覧ください。

☆展示期間：平成23年10月29日(土)～12月20日(火)

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581



法曹三者

法律を扱う専門職としてその実務に携わる者を「法曹」といいます。特に、裁判官、検察官、弁護士を指して「法曹三者」ともいわれます。この法曹三者はいずれも原則として司法試験に合格した人達であり、この法曹三者で形成する法律家集団を「法曹界」と呼んでいます。

もともと法曹とは「下級の監獄官吏」の意味で、それが転じて「法を司る官僚」という意味になり、裁判官と検察官を指す言葉として用いられました。明治初期は、弁護士は代言人と呼ばれ、裁判官・検察官とは別に代言人試験がありましたが、後に高等文官試験を経て、戦後裁判官・検察官・弁護士の統一的な司法試験制度を採用するようになったことから、弁護士を含め「法曹三者」というようになったのです。

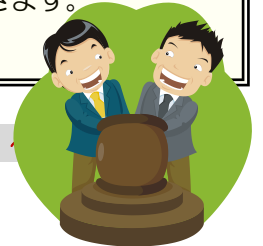


裁判官 【2009年現在 3,566人（うち女性は570人）】

裁判官は、司法権を行使して裁判を行う官職にある者をいいます。刑事、民事、少年、家事などの事件に法律に基づいて審判し、有罪か無罪、罪の程度などを決定します。逮捕状や搜索差押えなどの令状も発行します。

裁判官は判事、判事補による仕事になります。判事は高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所に配置され、判事補は地方裁判所、家庭裁判所にのみ配置されます。判事補は単独で判決手続きを行うことができず、裁判官3人で構成される合議体の一員として手続きに関与します。また、判事の任命は、判事補等の職にあって通算10年以上の者の中から行います。ただし、判事補等の職にあって5年以上経過した者のうち、最高裁判所の指名するものは特例判事補となり、判事と同様に単独で訴訟事件の裁判ができる資格を得ることができます。

さらに経験を積むと、裁判長として、合議体を指導し事件を処理することになります。



検察官 【2009年現在 2,601人】

検察官は、刑事事件において違法や犯罪を捜査し、起訴、不起訴を決定し、裁判所に対して法の正当な裁きを要求し、刑の執行を指揮監督する仕事です。裁判所は検察官の控訴の提起がなければ、刑事事件の審理、裁判を進めることができません。

検察官の仕事内容は働く部門によって大きく変わってきます。一番多いのは、各地の地方検察庁で個別の刑事事件を取り扱う仕事、例えば、取調べをしたり、刑事裁判の法廷で活動をしたりする仕事で、俗に「検察の現場」と言われている領域の仕事です。

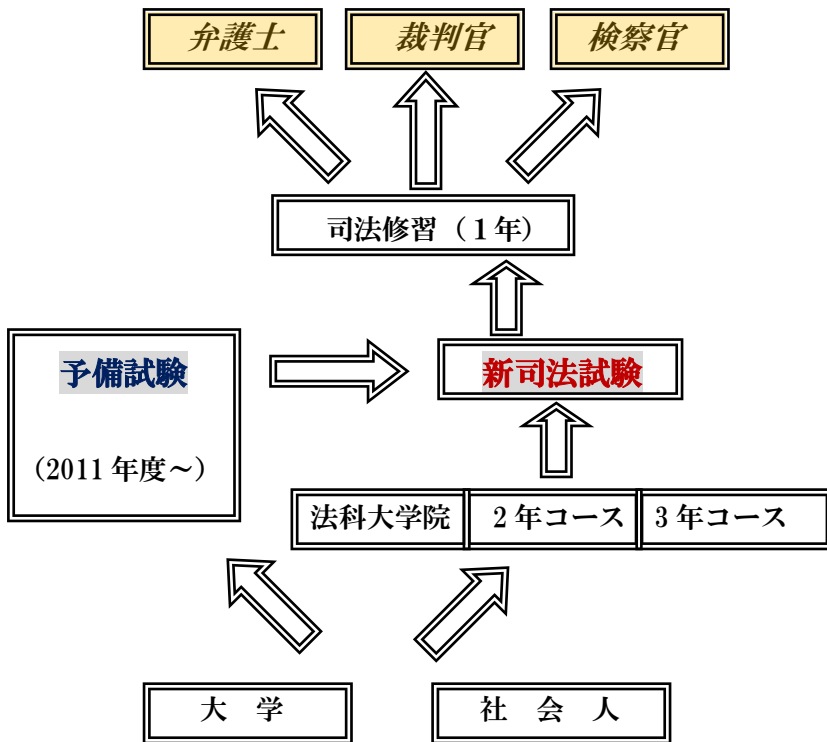
また、司法研修所や法科大学院などの教官や研究官として、法律の研究や教育に関する仕事をしている検察官や、法務省で法務・検察の組織運営に携わっている検察官など、一口に検察官と言っても、実に多種多様な仕事を受け持っているのです。



弁護士 【2011年2月1日現在 30,479人（うち女性は5,114人）】

弁護士は、法廷における代理人として紛争解決のために事実を整理し、必要な立証活動を行うなどにより依頼人の法律上の権利や利益を実現し、また刑事事件の弁護人や被害者代理人として被害者・被告人への人権侵害を守るのが仕事です。具体的には、①民事、刑事の訴訟事件の処理、②離婚や交通事故、商取引上のトラブルなどの示談折衝、③法制の異なる諸外国との取引に法律・語学を生かす渉外関係などが業務内容となります。

法曹への道



新司法試験とは・・・

司法試験には従来から実施されていた旧司法試験と法科大学院を経由して受験する新司法試験があります。

新司法試験は裁判官、検察官、弁護士になろうとする者に必要な学識およびその応用能力を備えているかどうかを判定する試験で、法科大学院課程における教育および司法修習生の修習と連携して行われます。



バイパス制度で受験可能

予備試験とは・・・

法科大学院を修了していなくても新司法試験を受験できるように、2011年度からバイパス制度として「司法試験予備試験」が開始されています。予備試験の合格者は、新司法試験の受験資格を得ることができます。

法律家と呼ばれる職業

裁判官、検察官、弁護士と「法曹三者」について説明してまいりましたが、そのほかにも『法律家』と呼ばれる職業には様々なものがあります。

行政書士

官公署へ出すさまざまな手続きの書類を依頼人に代わって作成、提出します。依頼人本人が手続きすることもできますが、中にはいくつかの窓口に出向かなければ手続きができないような複雑な書類もあるため、行政機関と市民のかけ橋となって相談から解決までを手掛けます。

司法書士

裁判所と法務関係の役所に届け出る書類を作成して人々と司法の世界を結びつける役割を担っています。不動産売買にかかる手続きや多重債務問題、成年後見など、さまざまな法律上の問題を解決するために活躍しています。

社会保険

労務士

事業者に代わり、労働基準監督署や社会保険事務所など諸官署に提出する申請書など関係法令で定められている約300種類以上ある複雑な書類を作成したり、提出手続きを代行をします。また、社会保険に関する相談、指導も行う労働・社会保険業務のスペシャリストです。

出典：『仕事のカatalog』自由国民社、2011年

中央大学真法会／編『裁判官・検察官・弁護士の仕事』法学書院、2010年

オススメ展示図書

『裁判官・検察官・弁護士の仕事』

中央大学真法会／編
法学書院
2010年



《内容紹介》

裁判官・検察官・弁護士ってどんな仕事？
資格を取るにはどんな勉強がどれくらい必要なの？
裁判官、検察官、弁護士15人が、仕事の内容・やりがいを紹介。
合格体験記や司法修習の実際についても収録。

『サルでもできる弁護士業』

西田 研志／著
幻冬舎メディア
コンサルティング
2008年



《内容紹介》

日本の弁護士は、人々のために仕事をするのではない。彼ら自身のために仕事をするのである。弁護士業務改革のリーダーとして注目される著者が、歪んだ日本の弁護士業界の内幕を白日の下に曝す！

『ドキュメント検察官』

読売新聞社会部／著
中央公論新社
2006年



《内容紹介》

裁判員制度の実施、国境をまたぐ事件の増加など、時代の大きな変化に検察はどう対応しているのかー。
時に世間の批判を受けながらも、「正義」の担い手として期待を集める検察官たちの実像を描く。

『特捜検察官』

姉小路 祐／著
講談社
2006年



《内容紹介》

副検事試験に受かった氷室鋭太は、仙台地検の検事正から最高検への赴任を命じられる。極秘任務の内容は問題の多い大阪地検の内部監察だった。氷室を待ち構えていたのは、特捜派、公安派、国策派三つ巴の権力闘争と殺人事件だった。

テーマ展示【法律専門家の仕事】

書名	著者名	出版者名	出版年
日本人の弁護士イメージ	「法曹の質」研究会／編	商事法務	2011
熱血弁護士の事件ファイル	万年 浩雄／著	三和書籍	2011
法廷に臨む	深沢 武久／著	信山社	2011
行政書士をめざす人の本	泉 恵理子【ほか】／著	成美堂出版	2011
私にもできた！司法書士合格・開業	渡辺 亜紀子／著	自由国民社	2011
マンガめざせ！！司法書士&開業成功	富田 太郎／著	住宅新報社	2011
こんなにおもしろい司法書士の仕事	山本 浩司／著	中央経済社	2011
社労士をめざす人の本	大槻 哲也／監修	成美堂出版	2011
裁判官・検察官・弁護士をめざすあなたへ	受験新報編集部／編	法学書院	2010
みんなが知らない“裁判ギョーカイ”ウラ話	大河原 真美／著	清流出版	2010
行政書士の仕事	岩上 義信／著	法学書院	2010
なる本行政書士	嶋崎 英昭／著	週刊住宅新聞社	2010
なにわの司法書士早山俊介の事件ファイル	庵谷 恭三／著	民事法研究会	2010
こんなにおもしろい社会保険労務士の仕事	竹内 睦／著	中央経済社	2010
司法書士という生き方	山田 茂樹／著	早稲田経営出版	2009
裁判官になるには	三木 賢治／著	ぺりかん社	2009
すごい裁判官・検察官ベスト30	かなざわ いっせい／著	東邦出版	2008
弁護士というお仕事	別冊宝島編集部／編	法学書院	2008
弁護士のしごと	志賀 こず江／著	丸善	2008
かけ出し裁判官の事件簿	八橋 一樹／著	ビジネス社	2007

↓この本読んで！イチオシ本！！

『ジャッジ ー島の裁判官奮闘記ー』

中園 健司／原作・脚本 角川書店 2007年

2008年にNHKでテレビドラマ化された“裁判官が主人公”という今までほとんどなかった画期的な設定。南の島の裁判所に赴任した三沢恭介は家事、少年から民事、刑事まで全て1人で担当することになり、ジャッジすることの本来の意味に気づいていく……。

☆このリストのほかにも多数取り揃えております

法律専門家の仕事について調べる方に



1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

- ★主たるキーワード : 法曹 法律家 裁判官 検察官 弁護士
- ★関連するキーワード : 行政書士 司法書士 社会保険労務士 弁理士
- ★その他キーワード : 法曹三者 新司法試験 予備試験



2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立ホームページアドレス』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

- ・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『中野区立ホームページアドレス（携帯）』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

- ・・・中野区立図書館のホームページの携帯版。

『東京都公立図書館横断検索』

⇒ <http://metro.tokyo.opac.jp/>

- ・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

『国立国会図書館 NDL-OPAC』

⇒ <http://www.ndl.go.jp/>

- ・・・国立国会図書館の資料を検索できます。



3. 法律家の仕事について調べる。

法曹三者、その他の法律家の仕事について調べてみましょう。

『裁判官・検察官・弁護士の仕事』 中央大学真法会／編 法学書院 327. 1サ 2010年

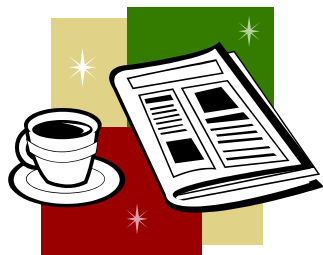
『行政書士の仕事』 岩上 義信／著 法学書院 327. 1サ 2010年

『司法書士の仕事』 AZ TRUST／編 法学書院 327. 1ヤ 2010年

4. さまざまな仕事について調べる。

法曹、法律家に限らず、さまざまな仕事について調べてみましょう。

『仕事のカatalog ーなりたい自分を見つける!』 自由国民社 366. 2シ 2011年



・・・国際・海外業務、医療・福祉から、教育・宗教・文芸・芸術、衛生・調理・接客・サービス、製造・建築まで、1600職種を各種データと共にガイドする。

5. インターネットを活用する

インターネットで“法曹”や“法律家”について調べてみましょう。



『法律情報サイト e-hoki』 新日本法規出版株式会社

<http://www.saibanin.courts.go.jp>

・・・身の回りの法律問題から専門家向けの法律・判例・税務情報など、法律にまつわるあらゆる情報を幅広く提供。裁判官検索も可能。

『裁判の登場人物』 最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/saiban/zinbutu/index.html>

・・・裁判官、検察官、弁護士をはじめ、裁判にかかわる全ての職業を紹介。

『日本裁判官ネットワーク』 <http://www.j-j-n.com/>

・・・司法機能の充実強化に寄与することを目的とする、現職の裁判官の団体。会員の現職裁判官が時事の裁判所ニュースや日々の出来事について、意見をしている。

『日本弁護士連合会』 <http://www.nichibenren.or.jp/>

・・・弁護士や日本弁護士連合会についての解説。その活動についての紹介。

『検察庁ホームページ』 <http://www.kensatsu.go.jp/>

・・・歴史、役割、採用情報、被害者等通知制度・刑事手続きの紹介。

『日本行政書士会連合会』 <http://www.gyosei.or.jp/>

・・・日本行政書士会連合会の公式ホームページ。単位会や行政書士の仕事などを紹介。

『日本司法書士会連合会』 <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

・・・日本司法書士会連合会の公式ホームページ。司法書士や司法書士会の活動について紹介。

えいごの法律が！



Vol.4【おやつ500円以上は選挙違反！】

皆さんも「公職選挙法」という法律を1度は聞いたことがあると思います。

公職選挙法とは、国会議員や地方公共団体の議会の議員などに関する定数と選挙方法に関して規定しているもので、選挙の時期に活躍する法律です。

選挙が近づくと、「公職選挙法違反で逮捕」とか、「この政見放送は公職選挙法に基づいて」などニュースで耳にします。

公職選挙法は、選挙が適正かつ公平に行われるように、選挙運動について細かな規定を設けています。その中でも特に細かいのが、公職選挙法施行令の中の選挙運動員に対する実費弁償についての規定です。

公職選挙法施行令 第129条 (実費弁償及び報酬の額の基準等)

法第197条の2第1項に規定する実費弁償及び報酬の額についての政令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。

第1号

選挙運動に従事する者1人に対し、支給することができる実費弁償の額の基準次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ニ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき1万2000円
- ホ 弁当料1食につき1000円、1日につき3000円
- ヘ 茶菓子料1日につき500円

一泊二食付きで1万2000円では、選挙運動員はあまりよいところには泊まれないかもしれませんね……。お弁当も、1000円では高級なものには手が届かない気がします。

茶菓子料は、500円……。 “おやつ500円まで” というフレーズを聞くと小学校の遠足を思い出しますね。

「衆議院議員〇〇候補者、ひとつ200円のどら焼き3つ、しめて600円を選挙運動員に支給した公職選挙法違反容疑で逮捕！！」

……。なんて、ニュースがもし流れたら、情けないですね……。

出典：なかむらいちろう／著『俺の酒が飲めねーか』は犯罪です。』
講談社、2008年